

業務用設備等脱炭素化促進事業 事業実績書

1 事業実施者等に関する事項

事業者等の概要	名称				法人番号		
	代表者	役職名			氏名		
	主たる事務所の所在地		〒				
	業 種 (産業分類：中分類)				みなし大企業※ 該当有無		
	資本金又は出資金の額				円	常時使用する従業員数	人
補助対象事業所	①	事業所等名称					
		事業所等所在地		〒			
		省エネ診断 受診年月日			省エネ診断 実施機関		
	②	事業所等名称					
		事業所等所在地		〒			
		省エネ診断 受診年月日			省エネ診断 実施機関		
報告に係る 責任者	所属名				職名		
	氏名				電話		
報告に係る 担当者	所属名				職名		
	氏名				電話		
	メール				FAX		
	連絡先住所 (郵送先)		〒				
国又は県補助金等への申請の有無 (予定含む)			国又は県補助金 等への申請があ る場合	補助事業名			
				申請額	円		

※以下のいずれかに該当する場合、「みなし大企業」とします。

- ①発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している。
- ②発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している。
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている。
- ④発行済み株式の総数又は出資価格の総額を上記①～③に該当する中小企業者が所有している。
- ⑤上記①から③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数のすべてを占めている。

⑥申請時において確定している直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える。

※補助対象事業所が3件を超える場合は、本シートをコピーして必要事項を入力してください。

※「国又は県補助金等への申請の有無」について、本補助金申請と同一の設備等について国又は県等へ申請している場合に記入してください。なお、本補助金は国又は県補助金等との併用はできませんのでご注意ください。

2 事業内容に関する事項

補助事業実施期間	令和		年		月	～	令和		年		月
----------	----	--	---	--	---	---	----	--	---	--	---

【導入設備等】

No.	対象設備	導入前	導入後	削減効果 (tCO2/年)
1				
2				
3				
4				
5				
合計				0.00tCO2/年

※設備等を導入する場合は、容量や型番、型式等、特定できる情報を記入ください。導入前の設備の型番等が不明の場合、台数等、可能な範囲で記入ください。

※全ての型番等を記載できない場合は、「別紙のとおり」と記載の上、別途、導入前と導入後の型番及び台数の一覧表を添付してください。

※同一機器を複数台導入する場合は数量も記入してください。

※削減効果の合計が3tCO2/年以上の場合に補助対象となります。

※設備導入以外の事業を実施する場合は、工事内容等について記入ください。

3 導入設備の法定耐用年数

No.	対象設備	設備の種類	細目	法定耐用年数 (処分制限期間)
1				
2				
3				
4				
5				

※「設備の種類」、「細目」及び「法定耐用年数」は、それぞれ「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表で定める「種類」等、「細目」及び「耐用年数」欄の記載を参照して記入ください。

4 事業費内訳に関する事項

(単位 円)

区 分		設備費			工事費	合計
		単価	数量	計		
補助 対象 経 費				0		0
				0		0
				0		0
				0		0
				0		0
				0		0
				0		0
	小 計			0	0	0
補助 対 象 外 経 費				0		0
				0		0
				0		0
				0		0
				0		0
				0		0
	小 計			0	0	0
総計（税抜き額）		見積書の合計額（税抜き額）と一致すること。				0
消費税及び地方消費税額						0
総事業費		見積書の合計額（税込額）と一致すること。				0

・ 省エネルギー診断に基づく場合：補助対象経費の1/2で千円未満を切り捨てた額

補助対象経費

0

円

×

補助率

1/2

=

補助金実績報告額

0

円

・ 簡易自己診断に基づく場合：補助対象経費の1/4で千円未満を切り捨てた額

補助対象経費

0

円

×

補助率

1/4

=

補助金実績報告額

0

円

■リースによる場合

リースによる場合、以下についてもご記入ください。

対象設備	リース期間	リース料総額 ※前払い金を含む（税抜き）		
		補助金なしの場合	補助金ありの場合	差額

※補助金ありの場合のリース料総額又はこれをリース期間で除した月額リース料金がリース契約書で確認出来ること。

※補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額が交付申請額合計以上であること。

※リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。